協議９号

長野市立公民館分館長の任命について

社会教育法第28条及び長野市立公民館条例施行規則第３条第２項の規定により、下記の者を分館長に任命したいので協議します。

記

１　分館長

本館名	分館名	分館長名	区分
更　北	真　　島	丸山　裕喜	新任

以上１名（男性１名）

任期　　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで